

川産発第3045号

平成18年10月2日

各事業者様

川越市長 舟橋 功一

(公印省略)

廃石膏ボードの取扱いについて（通知）

廃棄物行政の推進につきまして、日ごろ格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃石膏ボードにつきましては、一部において「がれき類」として取り扱われてきたところですが、このたび環境省から「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」として取り扱うとともに、適切な最終処分の方法を徹底されたい旨通知されたところです。

つきましては、今後取り扱う品目及び産業廃棄物管理票の記載方法について留意してください。

記

1. 変更内容

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃石膏ボードの品目は「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」として取り扱うこと。

なお、廃石膏ボードから紙を除去したものについても、安定型最終処分場への埋立ては行わないこと。

2. 許可証上の品目の取扱い

(1) すでに「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」の品目がある場合

今後も引き続き、廃石膏ボードを取り扱うことができること。

(2) 「がれき類」の品目のみ記載されている場合

今後も引き続き廃石膏ボードの取扱いを希望する場合は、許可証の表記に「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）」を追加するので、平成18年12月28日（木）までに変更届出書と許可証の写し（正副合計2部）を審査担当窓口へ提出すること。ただし、収集運搬業（積替え保管を含む）及び中間処分量の場合にあつては、処理施設の内容が適切である旨を確認する必要があるため、審査担当あて問い合わせ先へ申し出ること。

※ なお、期日を過ぎた場合は書換えを行わないので、十分留意してください。

問い合わせ先

埼玉県川越市役所

環境部産業廃棄物指導課 審査担当

TEL 049-224-8811（内線2641）